

「カヌー研修」実施要領

国立江田島青少年交流の家

1 内容

瀬戸内海の広島湾に開けた自然豊かな水泳場（幅約100m，沖に約50m）で，カヌー研修ができる。シットオンタイプのカヌーを使い，2～3人のバディで安全を確認しながら水上を自由に移動することを楽しむことができる。

2 ねらい

- ・カヌー研修を通して，基本的なカヌーの漕艇技術を身につけさせるとともに，安全に留意して活動する態度を養う。
- ・海に親しむ態度や心情を育み，自然の中で活動することの楽しさを味わわせる。

3 対象者

小学校第4学年以上とする。

ただし，保護者又は引率者と組んで活動する場合は小学校第3学年以下でも可能。

4 人数

最大90人（3人バディ×30艇）

2～3名でバディを組み実施する。

※9人以下での実施は不可とする。

※水泳との併用は不可とする。

※潮位の関係で30艇出せない場合あり。



シットオンタイプ

乗降や取り扱いが簡単な初心者向けのカヌー。落水時も立て直しが容易にできる。

5 実施時期，時間，場所

(1) 実施時期 7月1日～8月31日

(2) 時間 9時00分～11時30分

13時00分～16時00分

※他団体と活動が重複する場合は調整する。

※1回のカヌー乗艇時間は20分以内とし，休憩は必ず10分以上とる。

(3) 場所

交流の家から約1km離れた水泳場

※海岸は，貝殻や漂着物が多数みられることから，素足での活動は厳禁とする。

6 実施の可否

(1) 判断時期

① 午前の部…8時40分 午後の部…13時10分（いずれも研修当日）

② 活動実施中…随時

(2) 可否基準

以下の①～⑤の場合，活動を実施しない。

① 水温が20℃未満の場合

② 瞬間風速5m/s以上

③ 波高0.7m以上（白波が見受けられる状態）

④ 局地風（突風）がある場合

⑤ 台風の接近が予想される場合

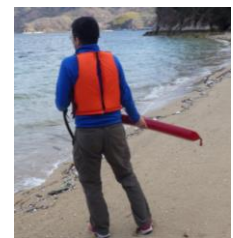
- ⑥ 強風注意報及び暴風警報が発表されている場合
 - ⑦ 大雨注意報及び大雨警報が発表されている場合
 - ⑧ 波浪注意報及び波浪警報が発表されている場合
 - ⑨ 津波注意報及び津波警報が発表されている場合
 - ⑩ 雷鳴がしている場合
 - ⑪ 原則、熱中症暑さ指数（WBGT）31℃以上または気温 35℃以上の場合
 - ⑫ その他、特にカヌー乗艇に不適切と判断した場合
- (3) 可否の確認・連絡方法
- ① 6（1）①の場合、
団体は事務室窓口にて、交流の家職員（以下「職員」）から可否確認を行う。
 - ② 6（1）②の場合
ア 交流の家は監視を行う職員（以下「監視職員」）が活動を中止すると判断した場合、直ちに総括責任者に連絡する。
イ 交流の家所長が活動を中止すると判断した場合は、直ちに職員は監視職員を通じて総括責任者に連絡する。

7 準備物

- (1) 個人…水着 濡れてもよい靴(脱げにくいもの・かかとのあるサンダル可) ビーチウェア(Tシャツ)
タオル 帽子 飲み物 必要に応じて着替えを持参する。
- (2) 交流の家（事務室）…<職員による運搬>ハンドマイク 1 救急バッグ ホイッスル 3
風速計 熱中症指数計 AED（カッター艇庫から）
- (3) 交流の家（カヌー倉庫）…（救助用）救助用カヌー 2 救命胴衣 2（海上監視者用）
レスキューチューブ 3 水温計
（研修用）カヌー パドル 救命胴衣 各必要数

8 指導・安全管理

- (1) 指導者の配置・人数・役割分担
研修中、監視職員 1 人を配置する。
研修は、「カヌー研修」実施要領をもとに団体が、指導及び安全管理等を行う。
なお、10（6）の指導については監視職員が行う。
- (2) 引率者の配置・人数・役割分担（「11 監視担当者配置図」参照）
団体は次の役割を担う。（小規模の団体は担当を兼ねることができる。）
 - ① 総括責任者（全体の総括・指導）・・・ 1 人
*実際の引率指導に当たっている団長（学校長、教頭、学年主任等）
 - ② 指導担当者（用具の準備・後始末の指示、指導及び安全管理）・・・ 1 人以上
*事故があった場合救助に向かうため、ライフジャケットの着用する。
 - ③ 監視担当者
陸上監視者（陸上からの監視・安全管理）・・・ 1 人
海上監視者（海上〔カヌー〕からの監視・安全管理）・・・ 1 人
 - ④ 救護担当者（健康観察・応急処置・AED設置場所の確認）・・・ 1 人以上
【留意事項】陸上監視者と海上監視者は兼ねることはできない。
- (3) 緊急対応措置
気象条件の急変等への対応
 - ① 監視職員は気象条件の急変を総括責任者に告げ、海上で活動している研修生を浜辺にあげさせるよう指導担当者に指示させる。
（津波の可能性がある場合には、研修生を指定の避難場所に向かわせる。）
 - ② バディで互いの確認をさせるとともに、人数、名前の確認を行う。
 - ③ 海上監視者は、全員があがったことを確かめ、最後にあがる。
 - ④ 陸上監視者は、バディで互いの確認をさせるとともに、人数、名前の確認を行う。



指導担当者



海上監視者

- ⑤ 救護担当者に健康観察をさせる。
 - ⑥ ③④⑤の状況を監視職員に報告する。
 - ⑦ 片付け等を済ませ、交流の家に引き返す。
- ※緊急を要する気象条件の変動があった場合は、速やかに避難させる。

(4) 人命救助活動

事故が発生した場合は、次のとおり対応する。

- ① 監視職員：事故の状況を把握し、交流の家に連絡する。
ただし、緊急時には、直接江田島消防署，江田島警察署，第六管区海上保安本部に連絡を入れ，その後交流の家に連絡をする。
- ② 総括責任者：事故の状況を把握し，監視職員に報告する。
- ③ 指導担当者：浜辺に設置したレスキューチューブで救助する。浜辺に近い所に事故現場がある場合には，海辺からレスキューチューブで救助する。
- ④ 陸上監視者：事故の発生をホイッスル等で直ちに知らせ，ハンドマイクなどで全員陸に上がるよう指示し人数，名前を確認する。
- ⑤ 海上監視者：事故の発生をホイッスル等で直ちに知らせる。
- ⑥ 救護担当者：応急処置行う。



避難場所（水泳場より 200m）

事故発生の連絡が交流の家にあった場合，所長は複数の職員を現場に派遣し，救助，応急処置に加わらせるとともに，搬送用の車を手配する。緊急時には，江田島消防署，江田島警察署，第六管区海上保安本部に連絡を入れる。（①ですでに連絡済の場合，不要）

9 展開

- (1) 「カヌー研修実施届」及び「カヌー研修参加者名簿（宿泊者名簿）」（以下「実施届等」）の提出団体は実施届等に必要事項を記入し，カヌー研修の1週間前までに交流の家に提出する。
- (2) 事前打合せ
入所時に職員と団体引率者の打合せを行う
 - ① 職員は研修生の健康状態に十分配慮し，体調不良者はカヌーをさせないことを説明する。また，団体から提出された「実施届等」の変更の有無を聴取し，変更がある場合は修正する。2部コピーし，1部は監視職員に，もう1部は打合せ担当者を通じて指導担当者に渡す。（原本は交流の家事務室用）
 - ② 「カヌー研修」実施要領をもとに研修の実施方法，救助道具の使用方法，安全管理等を説明する。
- (3) 交流の家出発
(指導担当者)
 - ① つどいの広場（ピロティ）に班毎に整列させる。
 - ② 救護担当者に健康観察を行わせる。
 - ③ 実施届等で，参加者，見学者，引率者の人数，名前を確認する。変更がある場合は実施届等を修正する。
 - ④ 目的を説明する。
 - ⑤ 班毎に2列縦隊で水泳場に引率する。（水泳場まで約1km）

※ 参加者の更衣場所は，宿泊棟を原則とする。使用できない場合は交流の家が指定した場所で更衣する。

(4) 水泳場到着

- ① 利用団体は，監視職員の指示により，カヌー倉庫から清掃道具，使用するカヌー（救助用カヌー2を含む），救命胴衣（海上監視者用含む），レスキューチューブを出す。
- ② 海上監視者は，救命胴衣を着用し，救助用カヌーを浜辺に設置し，レスキューチューブを乗せる。
（6）④の説明があった後，カヌーに乗って所定の位置に移動する。（「11 監視担当者配置図」参照）
- ③ 陸上監視者は，レスキューチューブを所定の位置に設置する。（「11 監視担当者配置図」参照）



④ ②③の関係者以外の者は、浜辺の清掃をする。(10分くらい)

(5) 健康観察, 人数, 名前の確認
(指導担当者)

- ① 指導担当者は、浜辺に班ごとに整列させてバディ(2~3人)を組ませる。
- ② 救護担当者に健康観察をさせる。
- ③ 実施届等で参加者, 見学者, 引率者の人数, 名前を確認する。変更がある場合は実施届等を修正し, 監視職員に報告する。変更のない場合もその旨報告する。(変更がある場合, 監視職員は所持している実施届等を修正し, 交流の家に連絡する。)

(6) 監視職員による指導

- ① 注意事項を説明する。

水辺活動は特に危険を伴い, 事故は死につながります。次の注意事項を確実に遵守してください。

- ・カヌーは20分以上続けなくて交替する。休憩は必ず10分以上とる。
- ・カヌーは特に危険を伴い, 事故は死につながる。
- ・バディを組み, ともに行動する。
- ・必ず救命胴衣を着用する。
- ・はだしになって活動をしてはいけない。
- ・担当者の指示に従い, 悪ふざけや勝手な行動は絶対しない。
- ・体調が悪くなったら早めに活動をやめ, 救護担当者に連絡をする。
- ・体調不良者はカヌーに乗らない。
- ・事故を目撃したり, ケイレン等が起きたりしたら直ちに大声で叫ぶ。
- ・境界ブイ(岬と岬を結ぶ線)より沖側に出たり, 岩場には近づいたりしない。
- ・休憩時間は海に入らない。
- ・バディや見学者はカヌーを行っている者をよく監視し, 勝手な行動をしてはいけない。

- ② 準備運動をさせる。
- ③ 救命胴衣を着用させる。(個に適した大きさの物を使用する。紐をしっかりと締める。)
- ④ カヌーの操船方法及び落水時の救助法等の説明をする。
 - ・パドルの扱い方
 - ・救命胴衣着用時の浮き体験及び落水時の救助法
- ⑤ 交代及び休憩時のカヌーの扱いについて指導を行う。
 - ・交代時, カヌーは砂浜に一度引き上げ, 向きを変える(水上で向きを変えない)。
 - ・休憩時には, カヌーを砂浜に引き上げておく。
- ⑥ 班毎にかたまってもバディ同士でお互いを確認しあいながら, カヌーを始めさせる。

(7) 団体による研修指導

(指導担当者)

- ① 監視職員による指導にならない繰り返し指導を行う。
- ② 休憩のため海から上がった時と休憩後海に入る時は, 次のことを行う。
 - ア 班毎に整列させバディを組ませる。
 - イ バディ同士で互いの確認をさせるとともに, 実施届等で参加者の人数・名前の確認をする。
 - ウ 救護担当者に健康観察をさせる。
 - エ イウの状況を監視職員に報告する。実施届等に変更がある場合は修正する。(変更がある場合, 監視職員は所持している実施届等を修正し, 交流の家に連絡する。)

(8) カヌー実施後

(指導担当者)

- ① 浜辺に班毎に整列させバディを組ませる。
- ② バディ同士で互いの確認をさせるとともに, 実施届等で参加者, 見学者, 引率者の人数, 名前を確認する。
- ③ 救護担当者に健康観察をさせる。

- ④ ②③の状況を監視職員に報告する。（監視職員は、その結果を交流の家に報告する。）
 - ⑤ 整理運動をさせる。
 - ⑥ 使用したカヌー（救助用カヌー2を含む）、救命胴衣（海上監視者用含む）、レスキューチューブを洗浄し、カヌー倉庫に片付けさせる。
 - ⑦ トイレ掃除をさせる。
 - ⑧ シャワーを浴びさせる。
 - ⑨ ゴミ等は必ず持ち帰る。
- (9) 水泳場から交流の家へ出発
指導担当者が、参加者を整列させ、2列縦隊で青少年交流の家に引率する。
- (10) 帰着
- ① 更衣等の諸連絡をし、解散する。
更衣の際は、足をよくふいて宿泊棟に入るよう指導する。
 - ② 事務室に、研修が終わったことを報告する。

10 連絡先

	一般電話番号	緊急通報用電話番号
江田島消防署（救急係）	(0823) 40-0358	119
江田島警察署	(0823) 42-0110	110
第六管区海上保安本部	(082) 251-5111	118
江田島青少年交流の家	(0823) 42-0660	
	(0823) 42-0661	

11 監視担当者配置図

